

# EUにおける多言語主義の現状と展望

伏見厚次郎

## 0. 前書き

1957年ローマ条約に基づいてフランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグの6カ国で設立された欧州経済共同体（EEC = European Economic Community、1967年以降は欧州共同体（EC = European Community））は、1973年にイギリス、アイルランド、1981年にギリシャ、1986年にスペイン、ポルトガルが加盟し、この時点での加盟国数は12になった。1993年11月発効のアムステルダム条約とも呼ばれる欧州連合条約発効に合わせて呼称も欧州連合（EU = European Union）となった。1995年にスウェーデン、フィンランド、オーストリアが加盟することにより加盟国数は15となった。さらに2004年5月にはいわゆる東方拡大により、中東欧諸国を中心として新たに10カ国（ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、バルト3国（エストニア、ラトビア、リトアニア）、スロベニア、マルタ、キプロス<sup>(1)</sup>）が加盟することにより、2006年5月現在、加盟国は合計25となっている。更に2006年5月16日、欧州委員会は、東欧のルーマニアとブルガリアについて条件付きで2007年の加盟を認める方針を決定した。これにより人口が約4億9千万人の巨大な経済圏が誕生する。

他方、2004年10月29日に調印されたEU憲法<sup>(2)</sup>（2005年春にフランスとオランダが国民投票で批准を否決したことにより、現在ではまだ発効されていない）の第1条3項-3において「EUの豊かな文化的・言語的多様性の尊重と欧州の文化的遺産の保護・強化」をうたっている。この文化的・言語的多様性の尊重は2000年12月7日南仏ニースで発せられた「EU基本権憲章」<sup>(3)</sup>（Charter of the Fundamental Rights of the European Union）の第22条でも「欧州連合は文化、宗教、言語の多様性を尊重する」とうたわれている。また「差別の禁止」を扱っている第21条には他の差別と並んで「言語に基づく差別」の禁止もうたわれている。

とりわけ言語的多様性の尊重は、既に1957年3月25日に調印され翌1958年1月1日に発効したローマ条約（Treaties of Rome）に伴う規則第1号<sup>(4)</sup>（Regulation No.1）第1条（1958年4月15日付け）に加盟6カ国の4公用語が全て共同体の公用語（official language）及び作業言語（working language）と定められていることから明らかである。

EU（欧州連合）の人々は、通常三つの異なる層に所属しているといわれる。すなわちEU市民として、ある国の国民として、そして地域の住民としての三つの異なる顔を持っている。しかるに、いわゆる「移民」はこれ以外に、あるいはこれとは別に、大きな移民という社会と、更に個々の言語・出身地によって細分化されるグループに属している。このような所属社会層の不一致が移民とその受入国側との軋轢の原因の一つとなっている事は否めない。このような状況下において、EU（欧州連合）が提唱する多言語主義とはどのようなものであるのか、その現状と展望について、幾つかの項目に分けて検討する。

## 1. 多言語主義 (Multilingualism) の定義について

2005年11月の欧州委員会編の“A Framework Strategy for Multilingualism”の記述に基づき、本稿では「多言語主義」を次のように定義しておく：

- 1) ある個人が複数の言語を操ることの出来る能力
- 2) ある地域に複数の言語が併存して使用されている状況

の二通りに意味で使用される。なおこれ以外にも、杉谷・高橋・伊藤(2005)<sup>(5)</sup>によれば、欧州評議会 (Council of Europe) は、このような「ある個人が複数の言語を操ることの出来る能力」を「複数言語主義」(Plurilingualism)として、「ある地域に複数の言語が併存して使用されている状況」をさす「多言語主義」と区別している。また西川(1998)<sup>(6)</sup>によれば、これら以外にも「多言語の併用を好ましいものと考えて、その推進を図ろうとする言語政策的あるいは思想的に積極的な立場」があると指摘している。

## 2. 多言語主義の背景と功罪

### 2. 1. “A Framework Strategy for Multilingualism” (2005)

2005年11月の欧州委員会編の“A Framework Strategy for Multilingualism”では、言語の多様性 (linguistic diversity) について例えば以下のように述べている：

- 1) 欧州連合は「多様性の中の統一性」という理念に基づいている。その際、多様性とは、文化・慣習・信念及び言語の多様性である。<sup>(7)</sup>
- 2) 欧州連合を欧州連合たらしめているのは正にこの多様性である。それは相違というものが跡形もなく溶解してしまう「るつぼ」のようなものでなく、多様性というものが尊重される「共通の家」であり、そこでは我々の母語は富の源泉であるとともに連帯と相互理解の架け橋となるのである。<sup>(8)</sup>
- 3) 言語は文化を最も直接的に表現するものであり、我々を人間たらしめ、我々のアイデンティティの一部である。<sup>(9)</sup>
- 4) 個人に対する尊敬の念、他文化に対してオープンであること、他者への寛容と他者の受入れと共に、言語の多様性の尊重は欧州連合の価値観の中核をなしている。<sup>(10)</sup>

このような理念に基づき、多言語主義の推進が欧州委員会の新たな政策であると述べている。

よく知られているように、以前からEUでは「母語+2外国語」の習得が提唱されている。EU25カ国平均では50%の人が母語以外の外国語で会話出来るといっている。しかし外国語での会話能力は国により大きく異なる。90%以上を示す国 (ルクセンブルク：99%、ラトビアとマルタ：93%、リトアニア：90%) がある一方、ハンガリー (29%)、イギリス (30%)、スペインとポルトガル (36%) では、3人に一人くらいしか外国語が話せない国もある。<sup>(11)</sup> このような、一様でない外国語運用能力を有する国からなるEUで、EUがその機関 (Institutions) で要する通訳・翻訳にかかるコストは「EUの2004年度予算の1.05%、あるいはEU市民一人当たり年間2.28ユーロ<sup>(12)</sup> (日本円で300円少し) である。「多言語主義は欧州連合が適切に機能す

るためには不可欠なものである<sup>(13)</sup>とこの報告書の結論部で述べている。その際、マイノリティーの言語、とりわけ言語も生活様式も異なる移民の言語に対して実際どれだけの配慮を払うことが出来るかが注目される。<sup>(14)</sup>

## 2. 1. 西川 (1998)

しかし、上記の報告書のなかで述べられている方向性に対し、例えば西川 (1998) は、ヨーロッパにおける「多言語主義は多くの場合...国家の意に反した選択」で、本音は一言語主義であるが、「それを許さない状況が出現しているのが現状」であると分析する<sup>(15)</sup>。さらに西川は欧州統合についても「域外からの移民を排除し、ヨーロッパの外壁を固めることによって、加盟国諸国の植民地支配の歴史の忘却を図っている」(西川 (1998) p 26-27) と述べ、更に「欧州連合はヨーロッパのヨーロッパ化という自閉的なアナクロニズムの危機を秘めている」(西川 (1998) p27) と結論付けている。西川の記事が月刊言語に発表されたのは今から8年前の1998年、即ちEUが15か国体制の時期であることに注目すべきである。<sup>(16)</sup> しかし、2006年の現時点から見て、西川の指摘している点の幾つかには頷ける点もある。

## 2. 2. EU、特にドイツにおける現状

客観的観点から西川の論には修正を加えるべき点はいくつかある。まず第一に、とりわけEUと移民の構成に関して述べる際に忘れてはならないことは、1998年の時点においても、大まかに言って、EU構成国を「第2次世界大戦後も植民地を保有していた」国と、そうでない国に二分する事が出来る。前者には例えばイギリス、フランス、オランダ、ベルギー、スペイン、ポルトガルなどが属する。とりわけイギリス、フランス、オランダの3カ国においては、かつての植民地政策の負の遺産として、旧植民地からの(合法・非合法を含めて)移民が社会的に大きな問題になっている。他方、後者に属する国の代表としてドイツが挙げられる。ドイツは1950年代の「経済の奇跡」(Wirtschaftswunder)の時期に合法的にやって来た大量の外国人労働者(Gastarbeiter)、宗教的なこともあり、とりわけトルコ系住民の取扱いに苦慮している。2003年末では、ドイツの人口8253万人の内、統計に現れてる外国人は733万人余りで、総人口に対する外国人の割合は8.9%である。これ以外にドイツには約110万人の「難民」(Flüchtlinge)がいることを忘れてはならない。<sup>(17)</sup> このような状況において、移民問題と関連して、ドイツでは特に次の二点が注目される。まず第一に、2000年秋に当時のCDU/CSUの党議員団長フリードリッヒ・メルツによって、移民に関する議論の過程で持ち出された「自由なドイツの基幹文化」(freiheitliche deutsche Leitkultur)<sup>(18), (19)</sup> という概念である。これによって、彼はドイツ文化とドイツ的価値への移民の同化を求め、多文化主義(Multikulturalismus)や平行社会(Parallelgesellschaft)へ反対の姿勢を示した。<sup>(20)</sup> 2000年10月25日のDie Weltにメルツが寄稿した“Einwanderung und Identität”(移民とアイデンティティ)に彼の意図するところが明確に示されている。この中で彼は“freiheitliche deutsche Leitkultur”について以下のように述べている:

“Einwanderung und Integration können auf Dauer nur Erfolg haben, wenn sie die

breite Zustimmung der Bevölkerung findet. Dazu gehört, dass Integrationsfähigkeit auf beiden Seiten besteht: Das Aufnahmeland muss tolerant und offen sein, Zuwanderer, die auf Zeit oder auf Dauer bei uns leben wollen, müssen ihrerseits bereit sein, die Regeln des Zusammenlebens in Deutschland zu respektieren. Ich habe diese Regeln als die “freiheitliche deutsche Leitkultur” bezeichnet.”

またこの寄稿文の中で、次に述べる外国人帰化テストを先取りするかのように、効果的な移民・同化政策にはドイツ語能力が不可欠であることを強く主張している。<sup>(21)</sup> この「基幹文化」に関する議論は一時下火になったが、2005年後半から再燃している。<sup>(22)</sup> この時期はちょうどイスラム予言者ムハンマドを風刺する漫画が西欧の幾つかの国の日刊紙に掲載されて、各地でこれに抗議するイスラム教徒の激しいデモが行われた時期と一致している。第二の点は、ヨーロッパ各国で帰化を申請する移民に対して語学試験を含む「外国人帰化テスト」の導入である。ドイツでは2006年5月に各州内相会議で「外国人帰化試験」の導入に合意を見た。<sup>(23)</sup> この試験は全ドイツ統一の語学試験（筆記試験と口述試験から成る）と内容が各州に任される外国人帰化コースの受講（終了試験の有無も各州に委ねられている）の二つから成る。ショイブレ連邦内相が提案していた全ドイツ統一の「知識テスト」(Wissenstest)の導入は見送られた。<sup>(24)</sup> メルツのいう「基幹文化」の考えは「多文化主義」の考えに抵触する。また「外国人帰化テスト」の導入は「多言語主義」の精神とどう折り合いをつけることが出来るのであろうか。つまり「多言語主義」というのは、自分を取り巻く環境でも用いられている言語（移民や帰化申請者の場合は、彼らを受け入れる国の公用語）の習得を前提としている「多言語主義」であることを忘れてはならない。これからの帰化申請者には「外国人帰化テスト」の導入により受け入れ国の言語や価値観に無知である人間の割合は減少すると思われる。問題は、既に帰化はしているが言語や価値観を共有しない人たち、外国人帰化テストを嫌いこのテストを受けないで居座り続けようとする人たち、そしてこれからも増えつづけるであろうと思われる非合法的な移住者の取扱いであろう。

「ドイツの基幹文化」から「ヨーロッパの基幹文化」ないしは「EUの基幹文化」という概念が将来的にEUを規定し方向づけをすることは無いという保証はない。例えば、既にEU憲法草案作成の過程で、その前文に「キリスト教」の文字を挿入することを最後まで要求した国及び政治家（具体的にはポーランド、イタリア、スペイン、ポルトガル及びドイツの保守派等）がいたこと<sup>(25)</sup>、更にEU憲法制定会議議長のアンドレアス・グレンツェン元フランス大統領がトルコとの加盟交渉に関連して、「トルコは欧州の国ではない」、「トルコの加盟はEUの終わりを意味する」、「EUは異なる文化・成り立ち・生活様式を持つ国にまで拡大されることは出来ない」<sup>(26)</sup>などと発言し、トルコとのEU加盟交渉に強く反対したことなどを考えると、「ヨーロッパの基幹文化」ないしは「EUの基幹文化」という考えが浮上する土壌は十分存在するように思われる。<sup>(27)</sup>

### 3. 多言語主義とEUの作業言語の制限について

多言語主義との関係で興味深いことは、「EUの作業言語の制限について」の可否についてである。既に「まえがき」並びに注4で述べたように、EU加盟国の公用語は、全て同時にEUの公用語であり作業言語であると規定され、これらの平等性が保証されている。しかし25カ国の加盟国数を数えるEUの公用語は設立当時の4言語から5倍の20言語に増え、2007年1月にはさらにアイルランド語が加わり21言語となる。このような状況に鑑み、EU内の効率化を図るために作業言語数を減少することが提案されても不思議ではない。これはEUの多言語主義と全公用語の平等主義の原則に直接抵触するものであるが故に、極めて興味深い問題である。

オランダの社会言語学者であるテオ・ファン・エルス (Theo van Els) は “Multilingualism in the European Union” (2005) の中で、EUにおける作業言語の数を1つに、しかも英語に限定することを提案している。<sup>(28)</sup> 1973年にイギリスとアイルランドが加盟して以来、EUにおける英語の使用は1990年代の中頃にフランス語を抜いている。<sup>(29)</sup> 一方、2004年、中東欧諸国を中心とした10カ国が新たにEUに加盟したことにより、ドイツ語を母語とする人の割合はEU全体の18%で、これは英語 (13%)、フランス語 (12%)、イタリア語 (13%) を上回り、EUで第1位を占める。EU内ではドイツ語でコミュニケーションする能力のある人の割合は12%で、英語でコミュニケーションする能力がある人の割合 (34%) に次いでEU内で第2位を占め、11%のフランス語をわずかに上回っている。従って、母語ないしは外国語としてコミュニケーションに使用可能な言語の割合は、ドイツ語は英語 (母語: 13% + 外国語: 34%) の47%に次いで第2位の30% (母語: 18% + 外国語: 12%) で、これは3位のフランス語の23% (母語: 12% + 外国語: 11%) を遙かに凌いでいる。<sup>(30)</sup> しかし、ファン・エルスは、

- 1) ドイツ語は、フランス語と違い、これまで国際的に Lingua franca として地位をついぞ獲得したことはない<sup>(31)</sup>
- 2) 北欧では英語が、南欧ではフランス語が優勢で、ドイツ語はこれらの地域では外国語として使用頻度が極めて低い<sup>(32)</sup>

等の理由で、ドイツ語が作業言語として残れる可能性は殆ど無いと断定している。<sup>(33)</sup> 他方、彼によれば英語をEUの唯一の作業言語にする為に決議などをすべきではないとする。「ゆっくりと、ごくソフトにアプローチしていくのが唯一の方法」<sup>(34)</sup> と述べている。EU内における作業言語は、特に何もしなくても英語に収束すると思われる。つまり作業言語の数を規則によって限定するよりは、限定されつつある現状をそのままの形で容認 (追認) するほうが好ましいのではないか。しかし、以下のような役割分担が必要と思われる。口頭での審議は「唯一の作業言語」で行うが、文書に関しては従来どおり「全ての作業言語」で作成する。これにより、特に通訳に要する膨大なコストをかなり下げることが可能となるはずである。このEU内における作業言語の数の制限は、EUが擁護する多言語主義とは何ら抵触しない。な



ぜならば、作業言語の数の制限は、EU内でのみ適用されることであり、対EU市民に関してはこれまで同様、「EU市民は自分の母語で問い合わせをし、自分の母語で回答してもらえ」ことが保証されるからである。

(eingereicht am 22.05.2006)

## 注

- (1) ここでいう「キプロス」にはキプロス全土が含まれているのではなく、ギリシャ系住民の支配するキプロス共和国のみであり、トルコ系住民の支配しトルコのみが国家として承認している北キプロス・トルコ共和国は除外されている。2004年4月、国連の仲介で実施されたギリシャ系とトルコ系の両国家から成るトルコ連合共和国案（アナン案）は2004年4月実施の国民投票で、トルコ系住民の北キプロス・トルコ共和国では64.9%の賛成を得たが、ギリシャ系住民のキプロス共和国では75.8%が反対で、結局アナン案は否決され、今日に至っている。なお、キプロスのEU加盟に関するEUのダブルスタンダード問題並びにこのキプロス問題とトルコのEU加盟をめぐる問題に関しては本稿では取り扱わない。
- (2) EU憲法の該当する箇所の英文と独文は以下のとおりである：  
 英：It shall respect its rich cultural and linguistic diversity, and shall ensure that Europe's cultural heritage is safeguarded and enhanced.  
 独：Sie bewahrt den Reichtum ihrer kulturellen und sprachlichen Vielfalt und sorgt für den Schutz und die Entwicklung des kulturellen Erbes Europas.
- (3) EU基本権憲章の第22条の英文と独文は以下のとおりである：  
 英：The Union shall respect cultural, religious and linguistic diversity.  
 独：Die Union achtet die Vielfalt der Kulturen, Religionen und Sprachen.
- (4) 規則第1号は欧州経済共同体で使用される言語を規定している。公用語並びに作業言語を定めている規則第1号第1条の英文と独文は以下のとおりである：  
 英：The official languages and the working languages of the institutions of the Community shall be Dutch, French, German and Italian.  
 独：Die Amtssprachen und die Arbeitssprachen der Organe der Gemeinschaft sind Deutsch, Französisch, Italienisch und Niederländisch.  
 さらに同期則1号第5条には共同体の規則・文書並びに官報はこれらの全公用語で作成されると定めている。該当箇所の英文と独文は以下のとおりである：  
 英：Article 4  
 Regulations and other documents of general application shall be drafted in the four official languages.  
 Article 5  
 The Official Journal of the Community shall be published in the four official languages.  
 独：Artikel 4  
 Verordnungen und andere Schriftstücke von allgemeiner Geltung werden in den vier Amtssprachen abgefasst.  
 Artikel 5  
 Das Amtsblatt der Gemeinschaft erscheint in den vier Amtssprachen.  
 なお、この規則第1号は加盟国が増加するたびに修正が施され、2006年5月現在のEUの公用語は20カ国語である。2007年1月よりアイルランド語が新たに公用語に加わることにより21カ国語とな

- る。このことは、既に2005年6月に規則第1号の修正版の規則第920号において規定済である。
- (5) 杉谷・高橋・伊藤 (2005) p38
- (6) 西川 (1998) p20
- (7) 英 : The European Union is founded on ‘unity in diversity’ : diversity of cultures, customs and beliefs - and of languages.  
 独 : Das Fundament der Europäischen Union ist die Idee der „Einheit in Vielheit“: unterschiedliche Kulturen, Sitten und Gebräuche, Überzeugungen - und Sprachen.  
 (A Framework Strategy for Multilingualism. p2 (英語版・ドイツ語版とも))
- (8) 英 : It is this diversity that makes the European Union what it is: not a ‘melting pot’ in which differences are rendered down, but a common home in which diversity is celebrated, and where our many mother tongues are a source of wealth and a bridge to greater solidarity and mutual understanding.  
 独 : Es ist diese Vielfalt, die die Europäische Union zu dem macht, was sie ist: kein „Schmelztiegel“, in dem Unterschiede verschmolzen werden, sondern ein Miteinander vielfältiger Unterschiede. Ein Miteinander, das unsere zahlreichen Muttersprachen als Reichtum begreift und als Weg zu mehr Solidarität und gegenseitigem Verständnis.  
 (A Framework Strategy for Multilingualism. p2 (英語版・ドイツ語版とも))
- (9) 英 : Language is the most direct expression of culture; it is what makes us human and what gives each of us a sense of identity.  
 独 : Sprache ist der unmittelbarste Ausdruck von Kultur. Sie macht uns zu Menschen und ist Teil unserer Identität.  
 (A Framework Strategy for Multilingualism. p2 (英語版・ドイツ語版とも))
- (10) 英 : Together with respect for the individual, openness towards other cultures, tolerance and acceptance of others, respect for linguistic diversity is a core value of the European Union.  
 独 : Achtung der Sprachenvielfalt ist ein Grundwert der Europäischen Union, genau wie Respekt der Person, Offenheit gegenüber anderen Kulturen, Toleranz und Akzeptanz anderer Menschen.  
 (A Framework Strategy for Multilingualism. p2-3 (英語版・ドイツ語版とも))
- (11) A Framework Strategy for Multilingualism. p4、p17 参照
- (12) A Framework Strategy for Multilingualism. p13 参照
- (13) A Framework Strategy for Multilingualism. p15 参照  
 英 : Multilingualism is essential for the proper functioning of the European Union.  
 独 : Ohne Mehrsprachigkeit kann die Europäische Union nicht so funktionieren, wie sie sollte.
- (14) “A Framework Strategy for Multilingualism” (p6) の中でも、「言語の多様性の尊重は欧州連合の価値観の中核」と述べている。地域・少数言語に対しての配慮も見られる。しかし移民の言語に対しては、以下の文章が示すように、括弧付き表示になっていることが気にかかる。EUの移民の言語に対する微妙な立場あるいは本音の現れと解釈できないであろうか。  
 英 : The teaching of regional and minority languages should also be taken into account as appropriate, as should opportunities for migrants to learn the language of the host country (and the teaching of migrant languages).  
 独 : Der Unterricht von Regional- und Minderheitssprachen sollte ebenfalls in geeigneter Form berücksichtigt werden sowie Angebote für Migrantinnen und Migranten, um die Sprache ihres Gastlandes zu erlernen (und für den Unterricht von Migrantensprachen).
- (15) 「だが全体としてヨーロッパにおける多言語主義を文字通り、つまり多言語の共存を好ましいものとして推進するという積極的な意味に受けとることができない。多言語主義は多くの場合、状況のなかで国家の意思に反しての選択であり、諸国家本来の方向性はいまだ一言語主義であるが、それを許さない状況が出現しているのが現状と言っている方がいいだろう」(西川 (1998) p 25)

- (16)月刊「言語」が『「多言語主義」のゆくえ』と題して特集を組んだのは今から8年前の1998年の8月号で、この特集の中で西川は『「多言語主義」の背景』と題した一文を寄せている。
- (17)Der Fischer Weltalmanach 2005 p114及びp132を参照。外国人の内、第一位を占めるのが外国人の約4分の1の25.6%を占めるトルコ人(187.8万人)で、第2位はイタリア人(60.1万人、8.2%)、第3位は旧ユーゴの内のセルビア・モンテネグロ(56.8万人、7.7%)である。旧ユーゴからの外国人に関しては、これ以外にクロアチア(23.6万人、3.2%)及びボスニア・ヘルツェゴビナ(16.7万人、2.3%)出身者がいるので、これらを全て合算すると、旧ユーゴスラビア連邦出身者の数は97.1万人(13.2%)となり、トルコ人について第2位を占めることになる。
- (18)ちなみに、Merzの使ったdeutsche Leitkulturという表現は2000年11月15日にはUnwort 2000(2000年度劣悪語)に選ばれている。(Der Fischer Weltalmanach 2002 p1360 参照)
- (19)www.welt.de/data/2000/10/25/588647.htm | ?prx=1を参照
- (20)このLeitkulturをめぐる議論は、当時ちょうど問題となっていたCDU(キリスト教民主同盟)をめぐる党献金に関するスキャンダルから世間の目をそらさせる意図もあったことは否定できないと思われる。(Der Fischer Weltalmanach 2002 p251 参照)
- (21)以下のMerzの発言を参照されたい:  
 “Eine erfolgreiche Einwanderungs- und Integrationspolitik muss darüber hinaus darauf bestehen, dass die deutsche Sprache verstanden und gesprochen wird. Dies ist nicht nationaler Sprachchauvinismus, sondern Grundvoraussetzung eines friedlichen Miteinanders in unserem Land, es ist die kulturelle Basis auch dann, wenn das Grundgesetz dazu schweigt.”  
 (www.welt.de/data/2000/10/25/588647.htm | ?prx=1を参照)
- (22)例えば、ドイツ連邦議会議長ノルバート・ラマート(Norbert Lammert)の“Auch die EU braucht ein ideelles Fundament”(EUも理想的な基礎が必要だ)(2005年12月13日のDie Weltのオンライン版)やCDU/CSUの党議員団長フォルカー・カウダー(Volker Kauder)の“Einbürgerung ist nationale Angelegenheit”(同化は国民的関心事)(2006年3月22日のDie Weltのオンライン版)を参照のこと。なおカウダーは前記の記事の中で「基幹文化」への賛成の理由を以下のように述べている:  
 “Wenn man Leitkultur als Kultur definiert, die unsere Gesellschaft prägt und leitet, bin ich da sehr mit einverstanden.”
- (23) Länder einigen sich auf Einbürgerungskurse(Die Welt オンライン版 2006年5月1日)
- (24)またCDU/CSU側が求めていた「憲法に対する宣誓」(Eid auf die Verfassung)もそのままの形では合意に達せず、選択肢の一つとして宣誓が認められた:  
 “Die Einbürgerung soll in einem feierlichen Rahmen vollzogen werden. Sie soll durch Eid oder feierliches Bekenntnis dokumentiert werden.”  
 (Martin Lutz: Ausländer sollen Eid auf Verfassung ablegen: Die Welt オンライン版 2006年5月6日)  
 なお本稿では、2006年1月1日からバーデン・ヴュルテンベルク州で導入され信条テスト(Gesinnungstest)とも受け取られかねない内容を含む“Gesprächsleitfaden für die Einbürgerungsbehörden”及び同年3月にヘッセン州内相が提示した100問からなる“Leitfaden Wissen und Werte in Deutschland und Europa”については触れない。
- (25) Katja Ridderbusch, Martin Halusa: Ringen um den Kompromiss: Die Welt オンライン版 2004年6月19日
- (26) Andreas Middel: Die EVP will den EU-Beitritt der Türkei verhindern: Die Welt オンライン版2003年6月28日、及び Kurt F. Viermetz: Debatte: Ankara liegt nicht in Europa: Die Welt オンライン版2004年4月3日
- (27)「自由なドイツの“Leitkultur”」が結果的にはドイツにとって“Leid-Kultur”にならないという保証はどこにもない。
- (28) van Els は Seidhoferからの引用と断ったうえで『我々は「ヨーロッパのために英語を採用」するだけでなく「ヨーロッパ英語への適応」への努力が必要』(Van Els (2005p.278)と指摘している。



Seidhofer の該当箇所は原文では以下のようになっている:

“It is precisely for this reason that the present paper advocates an adaptation into European English rather than an adoption of English for Europe.”

(Seidhofer, Barbara. 2003. English for Europe, or European English? In: Rüdiger Ahrens (Hrsg): Europäische Sprachenpolitik. 123-138. Heidelberg: Universitätsverlag のp136 を参照)

- (29) Claude Truchot (2003) p104 の表8.1 参照
- (30) Ammon (2001) p40 及び “A Framework Strategy for Multilingualism” (2005) p16 を参照
- (31) Ammon (2001) p34 によれば、ドイツ語は19世紀後半から第1次世界大戦までは学術用語として Lingua franca として地位を保持していたと指摘している。
- (32) Ammon (2001) p39を参照。またアモンは同ページで、ドイツ語は中東欧で外国語として使用される頻度が高いが、これは年配の世代に当てはまることで、若い世代ではここでも英語の進出が著しいと指摘している。従って、中東欧におけるドイツ語優位の終焉は時間の問題と思われる。
- (33) Ammon (2004) p3 によれば、ブラントとシュミットが首相をしていたSPD(社会民主党) / FDP(自民党) 連立政権の時に、当時のEC(欧州共同体) でのドイツ語の使用に関して極めて控えめな態度をとったことが原因で、ドイツ語はEC内での地盤の多くを失ったと指摘している。
- (34) van Els (2005) p279 参照

#### 参考文献一覧

- Ammon, Ulrich. 2000. Deutsch als Lingua franca in Europa. In: Sociolinguistica 15: 32-41.
- 2003. The international standing of the German language. In: Maurais, Jacques/ Morris, Michael A. (eds.) 231-249.
- 2004. Sprachpolitik in Europa - unter dem vorrangigen Aspekt von Deutsch als Fremdsprache (II). In: DaF 41.4 3-10.
- Commission of the European Communities. 2005. A Framework Strategy for Multilingualism. (ドイツ語版: Eine neue Rahmenstrategie für Mehrsprachigkeit)
- Der Fischer Weltalmanach 2005. 2005. Frankfurt am Main: Fischer Taschenbuch Verlag.
- Maurais, Jacques/ Morris, Michael A. (eds.) 2003. Languages in a globalizing World. CUP.
- 西川長夫. 1998. 「多言語主義」の背景. In: 月刊言語 27.8: 20-27.
- 杉谷眞佐子、高橋秀彰、伊藤啓太郎. 2005. EUにおける「多言語・多文化」主義. In: 外国語教育研究第10号 35-65.
- Truchot, Claude. 2003. Languages and Supranationality in Europe: The linguistic influence of the European Union. In: Maurais, Jacques/ Morris, Michael A. (eds.) 99-110.
- van Els, Theo. 2005. Multilingualism in the European Union. In: International Journal of Applied Linguistics 15.3: 263-281.
- 若林広. 2004. 21世紀ヨーロッパ統合の公用語問題. In: 言葉と社会 別冊1 157-178.東京: 三元社.
- Wright, Sue. 2004. Language Policy and Language Planning. Palgrave Macmillan.